

令和7年由仁町議会第1回定例会 第2号

令和7年3月11日（火）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 会議案第1号 由仁町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 会議案第2号 閉会中の所管事務調査について
- 5 意見書案 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求め
第1号 る意見書について
- 6 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長 9番 後藤篤人君	副議長 8番 早坂寿博君
1番 浮田孝雄君	2番 加藤重夫君
3番 東貴之君	4番 大畠敏弘君
5番 野市裕司君	6番 佐藤英司君
7番 中村隆浩君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

○出席事務局職員

君平練白君君
君陵真下山土事長局主

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 早坂君、1番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問においては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問は、空き家をつくり出さない対策についてでございます。先般町内の80代後半の方が相談されました。旦那さんが10年前に、子供さんも先日お亡くなりなったそうです。2年後には家を処分して老人施設に入りたいため、現在住んでいる家が空き家になるとのことでした。空き家問題は全国的な課題であり、空き家の増加に胸を痛めているところです。当町においても空き家対策は第2次由仁町空き家対策計画によって進められているところですが、空き家の発生を未然に防ぐ項目がありません。空き家を解消することは重要であります。空き家を新たにつくり出さない取組について町長にお伺いします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の空き家をつくり出さない対策についてのご質問にお答えをいたします。

高齢社会を迎える中、核家族化が進行し、高齢世帯が増加している昨今の社会情勢を反映して全国的に空き家の増加が問題となっていることは、まさに議員のご指摘のとおりであります。当町といたしましても、この空き家の問題に対して固定資産税の納税通知書に適正管理を促すためのチラシを同封するなどのほか、管理状態が悪く周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家が確認された際には、所有者に直接連絡を取り、適切な対応をお願いしているところであります。また、所有者に賃貸や売買の意思がある場合には、由仁町移住交流支援センターの空き家バンクへの登録を促すなど様々な対策を講じているところでありますが、議員ご質問の空き家をつくり出さない取組という点におきましては現在実施していないのが現状であります。

空き家になるということは住宅に居住する者がいなくなるということであり、この住宅というのは賃貸住宅を除き、自分自身の財産であります。自身の財産は、自らが管理、処分していただきなければなりません。この財産を将来どのようにしていくのかということはあくまでも個人個人が判断していくものであります、様々なケースがありますので、地域の民生委員への相談や社会福祉協議会が受け付けております心配ごと相談、さらには法律的には同じく社会福祉協議会が無料法律相談を実施しておりますので、そちらへ紹介するなどの対応も行っているところであります。

いずれにいたしましても、行政が介入し、個人財産の在り方の道筋を行政がつけるべきではないと考えております。将来的に個人の財産をどうしていくのかということは、高齢の方であればお子さんなどの身内にも相談しながら、空き家になる前にあらかじめ自分自身で考えておくということが大事なことあります。

私の答弁は以上であります。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長もご存じのとおり、私の町内に独り暮らしの老婦人がたくさんおられます。それで、私は老連に入っていますけれども、老連の方にも独り暮らしのお年寄りがたくさんいます。俗に言う空き家候補の予備群でございます。その人たちが私たちに相談する。これは、町長がおっしゃるように町の財産ではない。個人の財産です、確かに。それでも、これを片づけておかない。今現在の由仁町の状況そのものだ。今由仁町は、令和2年度の第2次空き家対策の中で170戸の空き家があります。その中に特定空家が10戸ありますよという報告が来ています。その中で、前回私が令和3年度に質問したときには、物がたくさんあるのだと、物があるから、これは個人のものだから動かせない。さっきの答弁も、個人のものだから私は動かせません、そういうふうに私聞こえたのですけれども、それならば、私が今言うのはその人たちを空き家予備群と名づけて、その人たちの持家の将来を考えて、空き家予備群という人たちに対して意識啓蒙、意向調査、ヒアリングを行ったらどうですか。中の物を要するにきれいに片づけて空き家にすれば、需要はいっぱいあるのです。だから、その前に今いる現在住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんに将来空き家にならないために荷物や何か片づけてもらうという考えはどうでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問の趣旨は、十分理解しております。踏み込みたいのですけれども、踏み込むことができない。それは、憲法に規定している財産権の侵害に当たるからであります。少なくとも私ども行政が憲法違反の行政行為を進めることはできないであります。進めることは、議員が今指摘されたようなことにならないように、いわゆるエンディングノート、終活をきちんと進めてくださいということであります。そのために、私どもでは例えば教育委員会で実施しておるのはかつての高齢者大学、今は名称が変更しましてアカデメイア・ユニ、こちらのほうでも終活のことをいわゆる講習とし

て取り扱っております。また、今月の24日には講演会を開催して、もちろんこのテーマにも触れる予定であります。

社会福祉協議会では、私先ほど申し上げましたが、発行していますこういう社協だより、福祉だよりというのがありますが、こちらの裏面のほうにもしっかりと心配ごと相談ということを広告、啓蒙いたしまして、この問題だけに限らず、ぜひ相談してくださいということを周知しておりますので、ぜひともそのようなことが目の前にもう間もなくやってくると思われている方は様々なこれらの、いわゆる支援策ではありませんが、こういう制度を利用して考えていただきたいと思います。

私は、先ほど自身の問題だということをお話ししましたが、議場でこういうことを言うというのは不適切かもしれません、こういう問題で一番足を引っ張っていくのは残念ながら由仁町内に住んでいないご親族の皆様方、このこともしっかりと分かっていただきたいと思います。私ども、個人の財産の侵害になりますから、これ以上立ち入ることができないということを今お答えをさせていただきましたが、空き家になった住宅が老朽化して隣近所に害を及ぼすようなことになれば、私どもはこれはしっかりと所有者にも連絡して、いわゆる安全対策を講じてもらうような、そういう行動はしっかりと取っておりますただけは最後に申し上げさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長の答弁で私が思っていたことを町長が答弁していただきましたけれども、社会福祉協議会が24日に終活、要するに空き家問題に関しては本当に大事な終活問題を講習会をやりますよと町長が言ってくれたので、私は本当にそのとおりだと思うのです。それでも、町長、今法律がだんだん、だんだん変わってきて、昔は不定空家、要するに当該空き家でなければ駄目だったのだけれども、今不完全、一歩下がって、これからだんだん、だんだん法律変わってくると思うのです。そうすれば、行政がまだまだ声を出せるような体制になってくると思う。今は管理不全空き家、町長ご存じだと思うのだけれども、まだ法体制がしっかりとしていないけれども、前は不特定空家だったのだけれども、今不全空き家なのです。そうすれば、不全空き家ということになれば、町長が町でもこれは口出せますから、きちんと整理しなさい、片づけなさい、こういうふうにしなさいということを今は行政も出せるような行為になってきているのです。だから、そういう面をぜひ。

それと、まず私は、持家の相続とか売り買いとか賃貸とか処分には専門知識が大変必要だと思うのです。どうしていいか分からないお年寄りが私の周りにもたくさんいます。そのときに町が中心となって相談しやすい、今言う法律相談もそうだし、いろいろな面のワンストップ窓口を設置してはいかがですか、その辺どうですか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 最近はやりの言葉で言いますと仮定のご質問にはお答えすることができませんので、前段の部分については答弁は控えさせていただきます。

窓口の問題についてありますが、私は今のところ窓口を一本化してつくる考えはございません。というのは、議員はもうベテランですからご存じかと思いますが、私が町政執行に当たりましてから約10年間にわたって、私は役場の機構をほとんど変えていないわけです。いわゆるフレームは変えていないわけです。ところが、いろんな自治体を見ますと、大きな案件については盛んに行われているのは室です。何とか対策室とか、そういうのをつくっています。私は、これは一回もつくったことがない。つくるべきでないと。行政というのは、ここに管理職が控えておりますけれども、どうしても自分のテリトリーをつくりたがるので。ですから、フレームをどんどん、どんどんつくっていくということは、テリトリー、それに従事する職員がしっかりと自分の島をつくって、それ以上は一步踏み出さないと。これは、弊害となって横の連携がなくなるということなのです。もう一つは、そういう組織をつくったときに、ある一つの側面として、それは単に役場の職員のポストを増やすだけではないのかと、そういう問題も発生するわけです。ですから、私は、この問題だけではなくて、窓口を一本化とか、そういうものに対応する考えはございません。現状のままで職員それぞれがそれぞれの課を飛び越えて連携して町民の皆さん様々な要求に対して応えていくというのが私の考え方でありますので、窓口を一本化したものを持つる考えはございません。

○6番（佐藤英司君） 最後の質問です。町長……

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君） 佐藤君、今度4回の質問になるので、答弁なしで。

○6番（佐藤英司君） 町長、これ質問ではないのですけれども、私は窓口はこういう関係のやつは、これ答弁要らないから。ユニライズの橋本君が、お年寄りがそういう問題で相談してくれれば私はいつも乗りますよと言ってくれたのです。だから、町長から、そういう問題が出たときに、町は何も窓口、そういう問題は知りません、個人でやりなさいでなくて、そういうところもありますよって、そういうふうに言ってもらえるのかなと思って私は期待していたのですけれども、それはそれでいいです。もういいです。

（「答弁いいんですか」の声あり）

○6番（佐藤英司君） いいです。要らないです。これ町長も知っているのだけれども、何か町長答えたいの、答えたいような言い方する。

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の最初の質問のときに私はお答えしているはずなのです。役場は知らないなんて言っています。そういう相談を受けたら、ちゃんと交流センターですか、そういうところに話を結びつけていくというふうにお答えしているのです。ですから、知らないなんて一言も言っていません。そこはきちんとご理解していただきたい

と思います。

○6番（佐藤英司君） 空き家を出さないためとか、空き家対策に対する特効薬はないと思います。町長が言っていたエンディングノート、これを町長、どこの窓口でもいいから、窓口行ったら町民がエンディングノート、これを頂けるような、皆さん町民でも知らない人がいっぱいあるのです。だから、私は最終的な面でいたら、他町村もいろいろやってるけれども、このエンディングノートを由仁町のホームページの窓口でもどこでもいいから、つけて、由仁町の窓口に行ってエンディングノートのところをぽんと押したら、エンディングノートが出てくる。そうすればこれからの空き家対策とかいろいろ対策もできるのではないかと思いますので、それを期待して、私は由仁町民が安心して安全に暮らせるようなことをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（何事か言う声あり）

○町長（松村 諭君） 堂々巡りしていても仕方がないのですけれども、エンディングノートということものは決められた様式ではありませんから、その人が何十年にわたって生きてきた人生の終わりとして、まず自分がもし財産を持っているのだったら、その財産の処分はどうする。あるいは、死後、自分の亡くなった後はどうしてほしい。例えばお寺の檀家になっているのですとか、墓があるですとか、そういうた自分が亡くなった後どうするかということを1つにまとめて記録をして引き継いでいくというのがエンディングノートですから、うちのホームページを開いてエンディングノートの様式が出てくるとか、そういうあれではないですから、そこだけ誤解のないようにお願いいたします。

○6番（佐藤英司君） 町長、各市町村でも、いろんなまち独自のエンディングノートって作っているのですよ。由仁町で由仁町のエンディングノートって作ったらどうですかと私は言っている。

○町長（松村 諭君） これ最後です。

○議長（後藤篤人君） そしたら、最後お願いします。

○町長（松村 諭君） すみません、私は残念ながらほかのまちのホームページを開いてエンディングノートを見たことないものですから、これはちょっと分かりません。それだけ申し上げておきます。分かりません。それはまた見て、検討して、もしそういうものがあれば検討していきたいと思います。それはエンディングノートでなくて、エンディングノート作成のガイドなど私は思っているのですけれども。

○6番（佐藤英司君） 以上で終わります。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、中村君の発言を許します。

中村君

○7番（中村隆浩君） 通告に従いまして私のほうから1点ご質問させていただきます。

地域計画の策定と今後の計画推進について。令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末まで全ての市町村において地域計画を策定することが義務づけられました。地域計画は、おおむね10年後を見据え、農地を誰がどのように利用していくかなど、農業者をはじめ地域関係者の話し合いにより明確化した設計図です。由仁町も現在期限までの計画策定に向けて、各自治区への説明をはじめ、今後の農地の出し手と受け手の状況を確認など、試行錯誤しながら進めていると思いますが、当町においては個人経営や法人経営など様々な農業経営体があり、現状維持という方もいれば規模拡大を考えている方もおり、労働力の問題や設備投資のタイミングなど、計画性を持った農業経営を進めていくにはこの地域計画を有効に活用することが必要不可欠だと考えます。

そこで、この地域計画の策定について由仁町ではどのような考え方で進めてきましたか。また、今後どのようにこの計画を推進していくのか伺います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の地域計画の策定と今後の計画推進についてのご質問にお答えをいたします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの人・農地プランが法律に基づく市町村計画として位置づけられたものであり、10年後に農地を誰がどのように利用していくかなど、地域の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した未来設計図であります。この地域計画の策定によって国の各種補助事業と連携されること、また農地の売買、貸借の方法が原則農地バンクを経由するなど、これまでと制度が大きく変わることから、昨年の6月から地域の農業者や農地所有者を対象とした説明会を開催し、概要や今後の進め方などについて説明を行い、策定に向けて取り組んできたところであります。

当町では、町内全域を農家自治区ごとの13地域に分け、地域計画の策定を進めているところであり、将来の農地利用の姿については、現状の集積率や農業委員会において実施いたしました農業経営及び農地利用の意向に関するアンケート調査、その結果を踏まえ、現況をベースとして、規模拡大、規模縮小、離農を考えている方々の意向をできるだけ計画に反映するものとして関係機関、地域の関係者の協力の下、これまで調整を行ってきたところであります。

現在、作成いたしました計画案について関係機関に対し意見聴取を行っており、期限であります3月末に策定する見込みであります。地域計画は一度つくって終わりではなく、策定後も随時更新しながら計画の精度を高めていく、ブラッシュアップしていくことが重要であります。当町の基幹産業である農業において、先行きの見えない経済情勢や国の政策に対応した持続可能な農業の実現に向けて、農地の効率的な利用をはじめ、地域農業をどのように維持、発展していくか、地域の関係者が継続的に話し合い、課題を共有してい

くことが必要であると考えております。

町としましてもこれまで以上に関係機関と連携を深めるとともに、それぞれの地域において話し合いが継続的に行われるようサポートしてまいります。計画の実行者である農業者の皆さんのが自分たちの計画という意識を持っていただき、行政主導の話し合いだけではなく、地域においてもこれまで以上に活発な話し合いが行われていくことがより実効性の高い地域計画になるものと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 答弁ありがとうございます。先ほど答弁にもありましたように、この地域計画を策定するに当たって農地の流動化を重点的に進められたかと思います。しかし、地域の農業者からは、経営規模の拡大を望んでいるものの売買のできる農地が出てこない。農地を集積し、規模拡大を検討しているが、近隣の農地を売買できるかが分からぬ。地域計画を策定したら、このままの計画でいってしまうのではないか。地域住民だけの話し合いでは農地の流動化に進むことが難しい。行政が入り、定期的に議論の場があるべきだと思うとの声は若者担い手から多く耳にします。

そこで、今後どのようにこの地域計画を推進し、活用していくのか。そして、よりリアルタイムな協議の場を設けてほしいなど状況によって出てくる課題をどのように進めていくか再質問します。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） この計画が3月末に出来上がりましてスタートしてからのお話になりますが、計画をより実効性の高いものにするためには、やはり地域での活発な議論が必要だと考えております。私も経験がありますが、まず農業に限らず、行政が行うものは全て計画というものが義務づけられていて、それが先行してしまう。計画ありきで終わってしまうというものも多々あるものであります。しかし、今の地域計画に関しましては、まず農業の根本であります土地の問題が絡んできますので、これはやはりこれで終わりではなくて、先ほど答弁で申し上げましたように地域の中で活発に議論をしていただきたいと考えております。その場が絶対必要だというのであれば、これからまた関係団体と協議をして、定期的に行うのか、あるいは随時開催できるようにするのか、そういうことをいわゆる関係機関とも協議を進めていきたいと思います。

ただ、私は思うのは、この計画をより実効性の高いものに変えていくのは、やはり農業者の皆さんだと思っています。そこで、私は期待とお願いがあります。1つは、若い農業者の方は地域の中でなかなか発言することができないのかもしれないのですが、大きな声を出していただきたい。若い農業者の皆さんの時代がやってくるのだではなくて、もうやっているのです。これから将来を考えたときに、若い皆さん方が大きな声を出していただきたい。これが私の期待であります。もう一つは、お願いであります。古い方々、最近よく言われるのはがっつり昭和だねって言われるのであります。どうかそういう方々はそういった若い人の背中を押してほしい。足を引っ張らないでほしいのです。それ

を実現できなければ、これがまた絵に描いた餅になってしまう。そういう私は不安を持っています。そのために必要なものは、やはり行政と関係機関、いわゆる上辺だけの議論ではなくて、本当の実態に即したいろんな声を推進に当たって反映させていかなければならぬと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 中村君

○7番（中村隆浩君） 私が調べた中で、この地域計画はただ単に農地の流動化だけの計画ではないと感じております。食料・農業・農村基本法の改正で、この地域計画の趣旨は、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集積、集約化などの実現に向け、将来地域の農地を誰が利用し、どのようにまとめていくか、さらに農地を含め地域農業をどのように維持発展していくか、若者担い手や女性を含む幅広い意見を取り入れながら地域の関係者が一体となって話し合いをし、これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を次の世代につなげていく。これこそ将来の明るい由仁町農業を築けるのではないかと思う。

コロナ禍で個別対応が多くなり、自治区単位での集会、会合が減り、それぞれの悩みや課題などを共有しにくい時代となってしまったと感じています。4日の日の定例会初日、町長より町政執行方針の中で、行政も考えてくれているのだなと感じた部分がありました。それは、様々な地域課題を解決するためには連携と協働によるまちづくりは欠かせません。町民の皆さんがあれぞれの立場で町政に関心を持ち、地域課題について対話と情報共有を重ね、それぞれ役割を認識しながら取り組むよう連携を強化し、地域全体で支え合う協働のまちづくりを進めてまいりますとお聞きし、より一層意識を変えて進んでいかなければならぬと僕は感じました。

人は人によって変われるという言葉があり、僕はその言葉を信じております。小さくてもきらりと輝く町の実現のために、期待を一身に背負う由仁町の若者たちは今何をすべきでしょうか。この答弁をお伺いし、農商工が連携し、それぞれの若者がきらりと輝けることを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 中村議員の再質問についてお答えをいたします。

先ほど前段でお答えをさせていただきましたが、私は若者、若い農業者の皆さんに期待をするということをお話をさせていただきました。もう時代は若い皆さん方の主流となる時代にはっきりと移っておりますので、行政が中心となってリーダーシップを取って話し合いを進めていくというのが形骸化してしまうのですよ、これは。行政が主導権握っては駄目なのです。地域の中できんきんがくがくやっていただくことがまず大事なわけです。行政はお手伝いします。地域の中に入つて、協議の場にも中に入つて、行政として耳を傾けて、そして必要であれば助言もしますし、我々に足りないところは国にも要望するなど様々な対応をさせていただきますが、まずは若い方が声を大きくして、そして行動に起こしていただきたいと思います。それが私の今のこの計画を推進にするに当たっての

思いであります。

かつての計画は、どちらかといえば補助金ありき、資金ありきの計画だったのです。そのために計画をつくって参画すると、形骸化した協議の場に入って、もう答えが出てしまっているような議論に終始して、それで決まれば資金も借りられる、補助事業も受けられると、そういったものでなかつたのかなと反省もしているところであります。ですから、どうかこの計画を端に、どうか皆さん方で活発な議論をしていただきたいと思います。我々仕事ですから、農家の皆さんと接していきます。でも、これは素人ですから、国から流れてくる情報、農協から入ってくる情報、いろいろなものを集めていく素人ですから、そこでやはり専門家である一線で生産に従事する農業者の皆さん方の声をしっかりと受け止めて町の政策として実現していくなければならないというのが私どものスタンスでありますから、どうか、行政の私どもが足を引っ張ることはしませんから、背中は押しますから、ぜひとも議論を進めていただきたいと思います。私からの期待を込めたお願ひであります。そこで初めて、この計画が10年というのであればアップデートを重ねていけばいいのではないかなと思っているところであります。

○7番（中村隆浩君） 終わります。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、浮田君の発言を許します。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 私は、今回8点について質問いたします。特に行政費用とその効果、これを中心質問してまいります。

まず、1番目、行政サービス執行時の予算の組み立て方について。予算を組み立てるときに常時勘案しなければならないことといえば、俗に言う費用対効果という文言です。平成13年に行行政評価法ができ、政策、施策、事務事業について各自治体でそれぞれ事前評価、中間評価、事後評価がなされ、行政サービスに活用されています。この評価のありようも費用対効果から費用の便益分析に移りつつあり、地方自治体の多くは便益分析を活用しています。私たちも13日から予算委員会が始まります。費用対効果あるいは便益分析を頭に置いて行政事業経費に対する効果について審査してまいります。

お聞きいたします。各課に対し、予算計上時にどのような指示をなされているのか伺います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の行政サービス執行時の予算の組み立て方についてのご質問にお答えをいたします。

予算につきましては、毎年度予算編成方針を策定し、全職員、全課に周知徹底を図っており、その中で予算編成に係る基本方針を示しているところであります。令和7年度の基本方針として、1つ目は、次世代へ過度の負担を残さないよう、最少経費で最大の効果を目指す。2点目、原則として総合計画との整合性に努めること。3点目、前年度当初予算

額からの削減に努めること。4点目、安易な踏襲を避け、継続実施の必要性を検討すること。5点目であります。アウトソーシングの推進。6点目、経費の削減、財源の確保。7点目、補助金や負担金の見直し。8点目、ゼロカーボンシティーへの取組。9点目、DXの推進。この9つの項目を方針として位置づけ、全職員、各担当課において予算要求書作成作業を行ったところであります。

浮田議員のご指摘であります費用対効果についてでありますと、一般には費やしたコストに対して得られた効果を意味し、かけた費用よりも利益を出していくれば費用対効果が高く、利益が少なければ費用対効果が低いということになるのでありますと、この手法から見ますと当町における事務事業や施策において費用対効果の高いものはほとんど存在しないという結果に帰結してしまうことになります。

次に、行政評価法についてでありますと、2002年、平成14年の4月であります。行政機関が行う政策の評価に関する法律、いわゆる行政評価法が施行されたところであります。この法律の対象としている機関は国の各省庁や内閣府、官内庁などの国家行政機関であります。したがいまして、この法律の対象として地方自治体は行政評価を実施することが法令等によって義務づけられているわけではなく、あくまでも各自治体の裁量によるものであります。

これらの評価の先駆けは、三重県が1996年に開始した事務事業評価システムであります。当時の知事は、現在早稲田大学の教授をされている北川元知事でありますと、三重県が実施する全ての事務事業、3,200本ほどあったと言われております。事務事業を対象として一つ一つの事務事業を継続的に点検していくという、そういった制度であります。このようなシステムが登場するまで、全ての事務事業の見直しを組織的、体系的に進めていくような取組は国内にはほとんど存在しませんでした。1990年代の後半の日本では、バブル経済の崩壊による税収の減少や公営事業の収益悪化により財政が悪化し、自治体にとって深刻な問題となっていたのであります。そのようなことから、多くの自治体が、義務ではないでありますと、行政評価の導入を行財政改革大綱などのその中に織り込み、行政評価への取組が進められたところであります。

当町におきましても、財政状況が悪化し、早期健全化団体への転落が危ぶまれた頃から、第3次行財政改革大綱に事務事業の見直しとして、2001年、平成13年度から平成30年、2018年度までの17年間にわたり事務事業評価制度を進めてきたところであります。予算審査特別委員会でこの評価の視点で審査することでありますと、年数が経るごとに評価による成果が極めて限定的なものとなってきたことから、現在は実施しておりません。

さて、総務省が通達等を通じて行政評価の導入を繰り返し示唆してきたことについては、別の側面として平成の大合併のバックボーンとなっていたということがあります。行政評価といいうものが、平成19年から平成22年まで時を同じくして進められた平成の大合併を推進するための客観的な資料として、あるいは合併の必要性を図るための合理的な資料として活用されたのであります。

また、費用便益分析についてでありますと、私の知る限り、この費用便益分析を行って

いる市町村は、北海道内におきましては札幌市などのごく少数であり、それも事務事業全般ではなく、公共事業の一部投資的な事業に限定されていると承知をしております。費用便益分析は、事業実施による効果を貨幣換算可能なものを対象として、それを便益として計上した上で事業における建設投資額の費用と比較し、社会的な視点から事業効率性を評価するものであります。対象となるのは道路、橋、ダムや下水道などで、民間の市場経済にはなじまないからであります。しかし、このような概念は中央と地方、大都市と小規模自治体といった全く社会経済、環境の著しく異なった地域間では有効な手段とはなり得ず、したがって現在行政評価法による事業判断としているものは国と都道府県のみとなつてゐるものであります。要するに当町の事務事業については、費用便益分析という手法はなじまず、過去17年間にわたり積み重ねてきました検証のトレンドをしっかりと反映させていくことが重要だと考え、予算編成に取り組んでいるところであります。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　ただいまの答弁の中で大事な箇所がお聞きできました。憲法第89条に基づく公金の使い方、それから地方自治法第2条に規定されている公金の使い方。予算を組むときに一番大事な審査の方法、これはかけた行政費用に対してどのくらいサービス効果があったかと。この点も先ほど町長がお話ししました。だけれども、実際その費用対効果、これに対して行政内の評価の仕方と町民を含めた効果の見方と、これは相当開きがあります。その開きを縮めていくには、今やられておる費用対効果ではなくて便益分析の効果の度合いを数字で表す、こうすれば町民に対して町民も理解しやすいし、行政側としても説明しやすい。私は、こう考えています。

確かに総務省から発令された便益分析法、これはそもそも旧建設省の発案です。一般に言われる費用対効果、これでは何を言っているのか分からないと、実際その効果の度合いを数値で表しましょうと、これは旧建設省から出た言葉です。それが今や政令都市を含めた各市町村、これも先ほど町長がおっしゃいました。ところが、総務省としては、とにかく地方自治体で地方自治法第2条に準ずる行政をするに当たって丁寧な費用対効果の分析をしなさいと。国が指示しないから、由仁町もしないと、こういう話ではないと思います。

我々もこれから予算委員会で予算の審査に入りますけれども、それを踏まえて審査していきますので、相当きつくなると思います。どうでしょう、町長。この近年、町民との行政懇談会というものがあまり開かれていないように感じます。これは、やはり町民の声というのは大事な声です。私たちも町民の声を背中にしょいながら、こうやって質問しております。せめて、行政懇談会が無理であるのであれば、各自治区長を通して住民の声を聞く、そういう仕組みをつくったらどうでしょうか。私たちも日常の中で町民からいろんな意見を聞きます。私たちが聞いている町民からの意見の量と行政側に入る意見の量、これはやはり私たちのほうが多いはずです。そこを行政としては町民の意見をくみ上げると、それを費用対効果に結びつけると、やはりここは行政として一丁目一番地の大事なところだと私は考えます。町長、どうでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、1点目の最初の答弁で私は費用対効果の検証についてお答えをさせていただきました。残念ながら当町の事務事業で費用対効果が1になるものはないということを答弁させていただきました。つまりかけたお金に対して1になるような数値は出てこないのであります。そこで、17年間にわたって検証してきた結果で、これは果たしてどうなのだろうかというのは、その政策のよしあしは町民の皆さんのが満足度です。それをどうやって数値として表していくかということが最大のネックでありました。これが小さな町にとっての検証の欠点でもあったわけです。

ところが、実際に進めていきますと全ての事務事業の中でおおよそ、トレンドといいますか、傾向というものが分かってきましたので、これは一旦事務事業評価のほうは取組はやめて、このトレンドを基にして予算編成をしっかりと進めていくという判断であります。一つの例が、行政の事務事業、政策というのは慣性の法則が働いているのです。物理で習ったと思うのですが、動き出したら止まらないのです。政策というのは、一旦スタートするとやめることができないのです。もうやりませんと中止することができないのです。それは、効果が低くともその政策によって恩恵を被っている町民がいるからなのです。そこが行政のいいところもあるし、また欠点もあるわけなのです。それを検証して、この事業はやめたほうがいい、継続したほうがいいというシステムとしてこの事務事業評価というのは効果があったと私は考えております。でも、止められないというのが行政のさがなのであります。

そこで、私は、17年間の事務事業評価を通して、今年はないのですが、昔の予算書を見ていただければ分かるのですが、いつでも止められるように事業を実施しているのです。それは、頭に試行的事業というのがついているのです。試みの事業です。うまくいかないか、町民の皆さんのが満足が得られるかどうか、それを1年あるいは複数年検証してから、この事業を本格的に継続して実施していくかを決めようということで、試行的事業ということで新規事業に取り組んでおりますので、これをやらないからといって決して町民の皆さんのが意見を反映していないということにはなりません。

また、町政懇談会の開催についてご質問がありました。町政懇談会ずっと実施しておりました。ところが、町政懇談会を開催するに当たって、自治区長の皆さん方から、人を集めるのがもう大変だという苦情をたくさん寄せていただきました。そして、町政懇談会を開催しても、私ども管理職が全員会場に出向いていっても、我々のいわゆるスタッフの数を超えるだけの町民の皆さんには残念ながら集まっていたらしくことができませんでした。ひどいときには、2桁にも達しないということもあります。そこで、見直しをかけようということで、町政懇談会をやらないということではないです。集まっていたらしく私どもはいつでも行きます。ただ、行政のほうからやりますよって言われると、区長さんは大変な苦労をされたわけです。ですから、あれば言ってくださいと、私どもは自治区の会館にも伺いますよと、小まめに回って耳を傾けますよということを区長さん方にもお願ひしております。大挙して大きな会場で町政懇談会を開くというのは果たしてどうなのかな

と、私はまだ今でも疑問に思っていますし、町民の皆さんもたくさんの方から、やっぱりやったほうがいいと、これは集まってみんなでやったほうがいいというのだったら、すぐにでも開催いたします。ただ、今耳に入ってきてているのが、大変苦労したから、小さな集まりで開催して話を聞いてもらったほうがありがたいという声のほうが大きいので、今は実施していないというのが現状であります。町民の皆さんとの声を聞くように耳を傾けていないということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤篤人君）　浮田君に申し上げます。これで3回目になりますので、その辺ご理解の上、質問をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○1番（浮田孝雄君）　予算審査に当たって、各課に対し、便益分析で数字を出してほしいと、こういう要請したときにどうでしょう。

○議長（後藤篤人君）　町長

○町長（松村　諭君）　はっきり申し上げて出ません。費用は算出できます。しかし、便益の分を貨幣に換算することができませんので、出ません。

○議長（後藤篤人君）　今の質問ではないのですか、4回目ですので。

○1番（浮田孝雄君）　いいですか。

○議長（後藤篤人君）　いや、4回目ですので。

○1番（浮田孝雄君）　次に行きます。

○議長（後藤篤人君）　お願ひします。

○1番（浮田孝雄君）　それでは、次の質問に入っていきます。令和7年度総事業費の財政割合についてお伺いいたします。当町の総事業費に対するいわゆる当町の自主財源、これの割合は何%であるかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君）　町長

○町長（松村　諭君）　浮田議員の当町における令和7年度総事業費の財政割合について、ご質問にお答えいたします。

浮田議員の当町における令和7年度総事業費の財政割合についてのご質問ですが、令和7年度由仁町一般会計の予算総額は59億170万1,000円であります。そのうち、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がいわゆる自主的に収入し得る自主財源に当たり、その合計は13億2,517万9,000円となっております。これらの自主財源が予算総額に占める割合は22.5%となっております。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 由仁町の財政力指数、これは今0.2ですね。やはりこの部分をどんどん上げるような政策を取っていかないと、結局総事業費に対する自主財源の割合というものが増加していきます。増加していかないということは行政サービスに使う一般財源がない状況ですので、一般財源って自主財源です。やはりここは政策として行政サービスを切るわけにはいかないですから、先ほど町長がおっしゃったように。だけれども、人口、それに対する地方交付税、この上限というのがほとんど決まっています。やはり由仁町の人口、これをどんどん増やしていかないと立ち行かなくなると。これは、町長はご存じでしょう。

私が心配するのは、この比率がどんどん、どんどん上がっていった場合に果たして地方自治体、由仁町として残るのかなと。将来的な人口予測では3,000人切る状態です。そこを何とか歯止めかけていく、今回の定住自立圏もそうなのですけれども、なかなかこれは、地方自治体の自立としてこの財源というのはすごく難しい問題です。由仁町単独で財源を確保する、これはもう至難の業です。できません。あくまでも国策です。国のほうでしない中で、日本列島の地方自治体が全てその被害をかぶっていく。どんどん、どんどん各地方自治体が大枠にくくられていいく。この空知も3つにくくられて、結局地方自治のありよう、地方自治の自立、これについてはやはり財源が根本です。大変難しい質問かもしれませんけれども、町長のお考えお聞かせいただければ幸いです。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の再質問についてであります、人口が減っていって、いわゆる地方交付税に依存していく。かつては3割自治というふうに地方自治は言われましたが、根本は何かといいますと、やはり交付税なわけです。交付税はというと、計算の根拠となるのが人口なわけです。これは、今もう間もなく日本の人口が1億を切っていくのです。そうしますと、これは仮定の話なので、そうなるというふうに断言はできませんが、交付税であってもナショナルミニマム、日本国に住んでいる人がひとしく生きていぐ上のサービスを受けることができるという前提に立ちますと、この制度自体が見直しをされて、小さなまちであっても少なくとも日本国民として平等にサービスが受けられるように制度自体も変わっていく、変えていかなければならないというふうに、また変わるように私も期待しております。

では、直近の問題として財源をどうするかということについては限界があります。単純に人口増やせといっても、宅地造成をするといつても、造成する土地もありません。企業誘致をするといつても、もう空いている土地はありません。今話題となっている千歳のラピダス、ラピダス効果はありますかという取材をマスコミから受けることがあります、北海道庁を通じて私どものほうに来る照会は、3ヘクタール以上の土地はありませんかということです。残念ながらそんな大きな面積の未利用地はありません、これは。そうしますと、私どもできることは個々の税収を上げていくしかないわけであります。滞納されている方、払っていない方の税金を取りますよということではないです。法律に定められ

た標準税率よりも上げて取っていいという規定があるのであれば、それを上げて税収として町の財源として確保する。例えば入湯税なんかもその例だと思います。それを取るですか、そういういたものにメスを入れていかなければならないと思っています。

ただ、私は今辛うじて、費用対効果としては成立していないけれども、辛うじて今行政運営がこうやって進められている以上は拙速にそれら全ての税金や何かを見直しをして上げるということは考えておりません。これは、まだまだうちのほうの事務事業のいわゆる見直しを進めて、財政の基本は入るを量りていざるを制するですから、今入りを量る方策はあるのです。でも、いざるを制するというのは、まだまだもう一步も二歩も踏み込まなければならないというふうに考えております。しばらくはこのいわゆる綱渡り、タイトロープ的なものになるかもしれません、それで町政執行を進めていかなければならないと考えているところです。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　お話は分かります。私もそう考えます。北海道の市町村の財政力指数をちょっと調べてみました。0.6を超えている市町村といったら6つか7つ。1番目は、ご存じのように泊村です。町でもなければ市でもない。泊村が1.7の財政力指数です。これは、先ほど町長言われた民間企業、これが立地されているので、その迷惑料、これは泊に限らず、日本列島50の市町村、原子力抱えるところは皆そうです。先ほど町長言われたような経済含めた人口対策、これもやはり地方自治体単独ではもう難しいのです。

共生ビジョン、後ほど質問いたしますけれども、膨大な量の共生ビジョンです。果たして財政力の小さい各市町村、空知見ても0.1クラスが半分あります。0.5を超えているような市町村はありません。空知に二十五、六ですか、市町村。軒並み財政難に苦しんでおります。それぞれに各自治体でアイデアを出しながらやっているのでしょうかけれども、結局国のほうの税制のほうが改革されない限り、先ほど町長言われたように財源の増額というものはなかなか発生しません。それが現実であり、今後もこの状態が続きます。これは、やはり町長も危惧していらっしゃるでしょうけれども、私たち町民のほうも大変心配しております。本当にこれで由仁町残るのかよと、サービスは大丈夫なのかと、いろいろ心配事ばかり考えるのですけれども、今後の行政においてとにかく町民ががっかりしないような行政対応をお願いしておきます。

それで、次の問題に入っていきます。

○議長（後藤篤人君）　浮田議員、暫時休憩したいのですけれども。

○1番（浮田孝雄君）　時間ないよ。

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君）　時計止めます。

○1番（浮田孝雄君） 時計止めるのはいいけれども。

○議長（後藤篤人君） それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開します。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 次の質問に入ります。由仁町立診療所における財政の費用対効果についてお伺いいたします。この費用対効果という概念は、過去に旧厚生省から出た文言です。さて、当初の医療機関のありようは、戦後昭和19年から20年に、さきの町長、宮野嘉吉氏により由仁町立病院の建設が行われ、現在に至っています。当時はまだ村の状態ですから、これは村立の病院と、由仁病院と、こういうことです。由仁町立病院から由仁町診療所への転換がありました。自治体にとっての医療機関は町民にとっての生命線となります。近代医療のありようは進化のスピードが速く、医療設備の対応、また医療スタッフの確保への対応が必要となってきます。当町の医療活動については、町長をはじめ、総合医の島田医師、内科専門の久野医師による独自の医療体制を組まれ、町内はもとより他町村民に対しても力いっぱいの医療活動をしています。この活動に対して私は敬服しております。

さて、次世代に引き継ぐために、いま一度総合的に精査する必要があると考えます。建物、医療設備、医療スタッフ等、どのように考えているのかお伺いいたします。

また、平成27年に国保加入者の町内外別医療機関、これにおける受診者の数、この資料を作っていました。この資料は、医療機関の実態を推しはかるに当たって大変重要な資料となります。直近年度の国保加入者の町内外別医療機関における受診者数の資料の提出を求めます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 由仁町立診療所における財政の費用対効果について、浮田議員のご質問にお答えをいたします。

当町は、近隣市町や札幌市へのアクセスが容易で、医療機関の選択肢が広がる地理的な利点があります。しかしながら、過疎地域における医療機関においても、医療の必要性が低い人ほど手厚い医療を受けやすい一方で、必要性が高い人ほど適切な医療を受けにくいという現状があります。町民全体への公平な医療提供のために診療所が果たすべき重要な役割は、救急医療などの不採算部門を維持し、さらに近隣市町や札幌市では提供が困難な医療、特に在宅医療を継続し、強化していくことだと考えます。

費用対効果という点におきまして、現在一般会計から診療所会計へ繰り出しを行っております。しかしながら、不採算だからといって無制限に繰り出しをしてでも存続すべきで

あるとは考えてはおりません。不採算であるが、町民にとって価値のある医療、すなわち価値ある不採算、私は価値ある不採算として、たとえ費用対効果が低くても、診療所でなければ提供することができない医療サービスを担うことが診療所の使命であると考えております。

また、金銭的な問題よりも先に直面する課題は、人材不足であります。特に介護、看護人材の確保が今後ますます難しくなると想定されます。少子高齢化の進展に伴いまして、町内では人材の効率的な運用が十分になされていない側面もありますので、従来の発想にとらわれない活用方法を検討し、人材の確保に努めてまいります。

なお、直近年度の国民健康保険加入者の町内外医療機関における受診者数は、資料を配付し、住民課長のほうから説明をさせます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） ただいま配付いたしました資料についてご説明いたします。

この資料は、議員の質問にありました平成27年度に提出した資料と比較ができるよう整理し、診療件数、診療日数、診療点数の数値、割合を記載しております。平成26年と令和6年の数値、割合になります。一番上の表にあるとおり、被保険者数は2,172人から1,301人と約4割減少しておりますので、診療件数、診療日数、診療点数ともに減少しております。縦軸の医療機関ごとのそれぞれの割合につきましては、大きな変化はございません。特筆すべき点としては、診療点数の表の町立診療所のみ増加をしているということであります。被保険者が減る中、診療報酬は増えたということであります。ただし、この資料の数値につきましては国民健康保険の被保険者に係るもののみでございますので、医療機関全体としての数値ではありませんので、ご注意を願います。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） この病院経営、これは本当に患者さんが病院に来ない限りなかなか医療費の増加というのも出てきません。一番大事な医療費の増加というものを念頭に置きながら医療体制、医療設備、これらを考えていかないと、結局は一般財源のほうから繰り出し額がどんどん、どんどん大きくなると、こういう流れになります。

それで、お尋ねしたいのは、この診療所についての経営に関する強化プラン、これは毎年つくられておるのか、また3年置きにつくられておるのか、これはどうなのでしょう。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） ご質問の計画につきましては、ご質問の計画は平成20年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律のときに町立病院が累積債務を抱えておりまして、はつきり言って赤字でした。そのために総務省の指導で義務としてつくられたものでございます。脱却してからは、そのような計画については作成しておりません。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 先ほど頂きましたこの受診者数の資料なのですが、住民課長の説明ですと受診者数が、あれは27年度と比べてですか。

（「26年」の声あり）

○1番（浮田孝雄君） それで、伸びたと。

（「診療件数」の声あり）

○1番（浮田孝雄君） そういうことですね。そのこの資料は大変重要な資料で、27年度のを私が要求した、その理由というのは、由仁の町立病院、これが平成10年以降病院の機能を果たさなくなつた。町民がみんな首かしげる。病院へ行かれて、帰り私のところに寄った患者さん方が皆一様に言うことは、おかしいと、涙ながらにお話ししていました。それで、私も調査に入りました。それで、何とか地方医療を確立したいと、そういう思いで、徳田虎雄という医療関係者がおります。もうこの方は昨年亡くなりました。その方に連絡取りまして、地方医療のありよう、由仁町ではこれだけ困っているのだと、どうしたらいいと。そしたら、事務局長をそっちに渡すから、話してくれと。鈴木という事務局長がわざわざ北海道に来てくれました。これは、全国展開している徳洲会病院です。今も徳洲会の先生にお世話をになっておりますけれども。

結局先ほど町長言われたように一番いいのはやはり一般財源から繰入れをしないような病院経営、それに対する設備、それに対する患者さんの利用度、やはりここに尽きると思います。後ほどまた定住圏でも質問していきますけれども、とにかく病院機関というのは基礎自治体にとって最低必要な機関でございます。医療機関、警察の治安機関、それから保健機関、保健所です。結局これらをいち早く戦後間もなく手つけてくれた、やはり宮野嘉吉、この方の政治判断というのは私はすごく尊敬しております。何とかこの医療機関、今の場合はもう由仁診療所ですけれども、やはり将来的にこれを病院の格に上げていけるような、そういう病院行政をとにかくお願いしたい。

それでは、次に行きます。時間がないので、次に行きます。次は、教育委員会の義務教育サービスについての費用対効果の評価の在り方についてです。小学生、中学生の学力評価の格差解消について質問いたします。小学生は3段階、中学生は5段階に学力評価が分かれています。教科の理解度、また道徳、倫理面等の理解度により1から5までの段階に

分けられております。1から5までの中にそれぞれの格差があるわけです。卒業時までにそれぞれ格差がどのくらい解消されるのかお伺いいたします。

また、文科省より、この格差解消についての指導はあるのか。当町として格差解消の策を考えているのか。それをお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員の教育委員会の義務教育サービスについての費用対効果の評価の在り方についての質問にお答えいたします。

学校教育の本来の目的は、児童生徒個人の人格の完成にあります。児童生徒が一人一人将来の夢を持って夢に向かって挑戦し続ける、そんな15歳を育っていくことが由仁町の教育方針です。その夢は人それぞれで、その選択肢を広げ、挑戦するための環境を整備していくことが教育委員会の役割であります。

義務教育に関する費用対効果の分析については、様々な教育学者、経済学者が試みようとしておりますが、個人の人格の発達を客観的に数値化できるものではなく、現在の教育投資の効果は10年後、20年後、さらには30年後でなければかることはできません。教育委員会として把握しているもので、文部科学省が平成19年度から実施している全国学力・学習状況調査ですが、これは小学校6年生と中学校3年生を対象にしており、個人や学校の経年変化をはかることはできません。浮田議員の質問にあります小学校は3段階評価、中学校は5段階評価であります個人の通知表の成績については、指導要録等を学校内で引き継ぎ、継続的に指導を行っております。現在の評価視点は、知識、技能、思考、判断、表現、主体的に学習に取り組む態度といった観点別評価について、定められた目標に到達したかを図る絶対評価となっております。また、所見などについても重要でありますので、通知表だけをもって学力の全てと見ることもできませんし、格差が解消されているか確認するものでもないと考えております。

文部科学省から学習評価の考え方について学習指導要領等で提示はありますが、その格差解消についての指導は特にございません。当町といたしましては、子供たちの学力向上に向けた様々な取組を行っております。具体的な施策については、先日の教育行政執行方針で述べましたが、例えば町単独で学校に支援員やALTを配置したり、外部人材による中学生の放課後講習を実施したり、漢字検定などの検定料の補助を行ったりというふうなことであります。繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては子供たちの一人一人の夢を実現するため、学校と連携して今後も様々な取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） お話は分かります。問題は、義務教育、これは国の制度です。ところが、それを市町村にそれぞれ受託させています。由仁町も教育委員会中心にしてこの行政をやっております。小学生、中学生の義務教育の理解度、これを通知箋というもので

評価して、中学生卒業したら高校受験ですよと。これは、中学3年のときの進路指導の中で大きく影響してくるものです。先ほど教育長言われたように、子供たちの将来、これはすごく大事です。ところが、この格差がある以上、高校進学に当たって内申書を含めて、この子は学力1程度ですよと、2程度ですよと、こういう内申書を今後も書き続けると、そういう答弁に聞こえたのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 先ほども申しましたが、通知表というのはそれぞれの学年における各教科の到達目標について児童生徒個人がどこまで到達できたかを示すもので、その結果に基づいて児童生徒が今後の学習目標を設定したり、学習方法を自分で考えたり、家庭学習にいそしんだり、その目標に近づこうと努力するための羅針盤だと考えています。先生個人も、どのように教えたら子供たちが目標に近づけるか、その教育方法や教材作成を行うための羅針盤もあります。そういう通知表は、言わば内部的評価の側面を持っておりまして、その評価をもって格差と言うことはできないと思います。

そもそも学力格差というのは、生まれ育った環境によって子供たちが獲得する学力に差がつくことを言います。性別による格差ですか、人種による格差、家庭の経済状況による格差、地域による格差などです。特に家庭環境に関しては、教育におけるお金のかけ方によって高等教育への進学やそれに必要な学費や生活費、そこに至るまでの習い事とか塾とか、その辺に差が生じるという経済的な背景があると。それとは別に、保護者が子供の教育に熱心かどうか、家庭の中で例えば本がたくさんあるかどうかとか、家族との豊かな会話があるかどうかと、そういう文化的な家庭内の背景もあると思います。地域による環境の違いについても、都市部と地方部では塾とか、その辺の教育、習い事とか塾とか、その辺りである程度格差が出てくるということも思いますが、成績表の数値というのはあくまでもそういう学力格差に入るものではないというふうに私は考えております。

一方、教育委員会は、例えば絶対評価ですから、先生によっては全員4とか、全員3とかつけることもあるかもしれない。しかし、そういうふうなことをつけている先生、それから学校というのは保護者からも社会からも評価されないというか、そういうふうな側面持っていると思います。そういう意味で、教育委員会としてこの通知表の中身に対してああだこうだというふうに口を出すということは、これはできないと思います。あくまで成績の評価権は先生、それから学校にあります。教育委員会が例えば通知表のデータを出せとか、ある個人が生徒がどのように成績が上がったのか見せろとか、そういうふうなことを特に費用対効果の側面で学校に指示をしたり言うということは、教育に対する行政の介入になりますので、私はそういうことはやるべきではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） ただいま首をかしげるような答弁されました。子供らの成績評価については、学校の先生がやるから、行政としてはタッチできないのだと。それで費用対

効果のお話ですか。これは、予算委員会でもうちょっと詳しくやっています。

四、五年前に由仁町と大体同じ規模、5,000人弱の一つの町で子供たちの、小学生、3年生から6年生まで、これのそれぞれの成績評価の格差をとにかくなくしてあげようと、こういう政治判断の下で、そこの町村で公営の塾、これは当該町村が言っている言葉なのですけれども、公設の塾を立ち上げました。これは予算計上がされますから、私も注目持って、この4年間追いました。それで、先月訪ねて、結果を聞きに行きました。何と今度はうちは中学生も対象にしてこの仕組みを取り入れますと、小学3年生から6年生までは放課後4時半から5時まで、中学生は令和7年度からですけれども、放課後6時半から晩の7時までと、こういう学習をする場所、これを自治体で設けています。この自治体は、北海道で地方自治にとって知らない人がいない町です。ちっちゃな町なのです。この町長は、北良治と申します。やはり成績評価の格差という問題、これは子供の将来にとって大変大事な問題です。それを一つの規則がこうだあだで子供の将来を止めるわけにはいきません。

ほぼ2年か3年前、これもまた北海道で、中学卒業生の成績評価、ここの学力差があると。それで、高校で入学した後に、義務教育の基礎の勉強に関する部分、算数と国語と理科と、この3教科について高校入学してから再度高校で授業としてやりましょうと。ボイズビーアンビシャスです。これが北海道で千歳と野幌と2つあります、高校が。既にもう高校に進学した後でも、まだ義務教育時代に足りなかった部分をやりましょうと、こういう事業をやっています。この2つの高校の事業主体は、北海道教育委員会です。市町村ではありません。子供の将来を考えるのであれば、教育委員会として小学校、中学校に指導できるのであればですよ、やはり生徒の評価の格差というのは極力なくすようにしようと。こういう行政感覚でないと、これは何のための教育行政なのか分かりません。そこには、やはり効果が出るような仕組み、事業をぶつけていかないと駄目だと思います。どうでしょう、再度お願いします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員の再質問に対してお答えいたします。

子供たちの学力を上げるということは、当然教育委員会としても取り組まないといけないことだと思います。そういう意味で、昨年度から試行的に中学生に対する放課後講習を行っております。公設塾とまでは言えませんが、外部の専門家を招聘して4時から6時まで、ゆめっく館で放課後講習を行っております。これ来年度も引き続き、予算が通りましたら来年度も引き続き実施しようと思っております。

また、小学校での5、6年生の英語に関しても、通常ですと担任の先生が英語の授業を教えるわけですけれども、小学校の担任の先生って英語の免許を持っているわけではありませんので、若い先生であれば、20代ぐらいの先生であれば教育大のときに英語の勉強法について学んだと思いますけれども、40以上の先生はまだ英語が小学校でなかった時代ですから、そういう英語の教育法について大学時代に習っても研究してもいません。そういう先生方のために外から英語の教員免許を持った人を特別に招聘して、小学校5、6

年生の英語について授業をやっております。先ほど申しました検定料の補助もそうですけれども、これら全て子供たちの学力を上げたいということで教育委員会としてやっている事業であります。

学校に対しましても、例えばG I G Aスクール構想で1人1台端末支給されましたので、それを有効に使うように、いろんな事例、ほかの学校の事例とか、そういうことも提示しながら教育の効果を高めていこうと、学力を上げていこうということで取り組んでおります。そういうふうな面で、教育委員会としてもやっぱり子供たち希望する高校に行ってもらいたいです。希望する高校、その選択肢をもっと広げてあげたいというふうに考えております。そういうふうな形で教育委員会としても取り組んでおりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　これは、答弁は要りません。次の質問へ入っていきますので。

その当該町は奈井江町です。この指導体制は、小学生は3名です。中学生は2名です。結局現職の先生方は使えません。それで、奈井江町では、教員退職者あるいは地域おこし協力隊員、この制度を使って対応しております。これは、恐らく新聞報道でもされれば近隣に広がっていく事業だと私は考えております。実に丁寧に、3人体制で小学校3年生から6年生まで、来た児童に対して対応する。これは、指導員も大変だと思います。結局小学校6年生の教科のテスト、学力テスト、これは新聞に出ますので、私もやります。全問正解ということは、まず不可能です。中学生の問題出ます。それもやります。これも残念だけれども、全問正解なんてあり得ません。私自身はですよ。そのぐらい教育の中身というのはどんどん、どんどん変わっていくのです。そこに、成績の評価、この格差は出すわけにはいかぬと思います、私は。ぜひその辺りを考えていただきたい。

次の質問になります。次飛ばして、予防接種、時間がないので、申し訳ない。当町で実施している予防接種の料金に対する町民への助成要件、これはどのようにになっておりますか、お願いします。

○町長（松村　諭君）　浮田議員の予防接種の町民への割引料金のありようについて、ご質問にお答えをいたします。

当町では今年度22種類の感染症に対する予防接種を実施しておりますが、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられ、集団での予防を目的とする感染症としてA類疾病に区分されるBCGなどのワクチンにつきましては全額助成を行い、自己負担なしで接種可能となっております。また、同じく定期接種のうち、個人の予防に重点を置いているB類疾病に区分される高齢者肺炎球菌などのワクチンにつきましては、接種が生涯に1度きりのものは接種費用総額の75%の助成を行い、毎年接種が必要なものは35%の助成を、爆発的な感染拡大が懸念されるものにつきましては80%をそれぞれ上限として助成を行つてあるところであります。

このほか、予防接種法に定められていない予防接種や定期接種の対象外の年齢の方は任意での予防接種となり、接種費用は全額自己負担となります。町民の健康を守ることを目的として、おたふくや帯状疱疹など一部のワクチン接種に対して町独自の事業として助成を行っているところであります。助成の状況につきましては、接種が生涯に1度きりで、かつ必ず接種していただきたいワクチンについては全額助成を行い、それ以外のワクチンに対しては接種費用の60%を上限として助成を行っているところであります。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　22種類の予防接種対応していると、そういうお話ですけれども、確かに接種に関する町の助成、これは大変町民も助かっております。その中で、やはり経済弱者だとか身体的な弱者、この捉え方はどのようになっているのでしょうか。

○議長（後藤篤人君）　町長

○町長（松村　諭君）　定期接種以外なので、実施しておりません。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　由仁の町民全員が予防に対しての接種を100%履行すると、この辺りの啓蒙ですよね、町民に対する。これはどうなのでしょう。今は接種率、これは2種類あればそれぞれの接種率は違うでしょう。その辺りは割愛しますか。どうでしょう。

○議長（後藤篤人君）　町長

○町長（松村　諭君）　保健福祉課長に答弁させます。

○議長（後藤篤人君）　保健福祉課長

○保健福祉課長（野島　健君）　周知の方法でございますが、定期予防接種、定期接種のA類接種については個人に対して通知を行っております。B類接種、いわゆる高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌等についても、肺炎球菌については行っておりますが、インフルエンザ、コロナウイルスについては広報等で周知を行っております。また、保健福祉課、診療所においてもポスターの掲示などでなるべく個人の目につくようには対応しております。任意接種につきまして、ご存じのとおり帯状疱疹ワクチン、風疹ワクチン、インフルエンザ等につきましては、同じように広報、ホームページで周知を行っております。

以上です。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○1番（浮田孝雄君）　とにかく予防接種、これは大事な抗体を作るための一つの手段でございます。ぜひとも町民全員が接種できるような、そういう考え方で事業を進めていただきたい。

それでは、次の質問に入っていきます。公衆衛生の確保についてです。ユンニの湯への

送迎バスの利用者、また停留所の設定基準を教えてください。今後1人世帯の増加により、利用率が上がることでしょう。この事業については、町民も喜んでいます。答弁をお願いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の公衆衛生の確保についてのご質問にお答えをいたします。

現在実施しております衛生環境確保対策事業、いわゆるユンニの湯への送迎についてであります。以前由仁地区にありました銭湯の廃業によりまして、三川地区の休養センターに続き、由仁地区から公衆浴場がなくなることを受けまして、お風呂のない公営住宅にお住まいの方などを対象に、公衆衛生上の観点から入浴機会を確保するため、平成24年度から実施しているところであります。現在送迎バスを運行している経路、停留所でありますが、三川駅を始発点として、ひので団地、新光です。あけぼの団地、北栄団地を経由し、ポッポ館を最終の停留所としてユンニの湯まで運行しております。これら経由地となっている公営住宅につきましては、建築年が古く、お風呂のない公営住宅でしたが、現在は逐次計画的に建て替えを進めているところであります。入浴環境は少しづつ改善、確保されてきております。今後全ての公営住宅において入浴環境が整えられた後につきましては、この送迎事業を継続するのか、廃止するのか、また費用負担も含め検討しなければならないと考えております。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 昭和30年代から由仁町の公営住宅が建設されてきました。当然その時代は、風呂の設備は、スペースはあるけれども設備がないと、これが現状でした。今町長言われたように、これは確かに旧公営住宅に住んでいた方は大変重宝しております。ありがとうございます。ただ、今町長が言われたように、由仁町の旧公営住宅の廃止なり、新公営住宅になってそれぞれが風呂の設備があると、そのときには再度考えましょうと今おっしゃいました。これは、由仁の町民から見れば、先ほどお話しされたように三川のお風呂もなくなったよと、由仁にあった3つもなくなりましたよと。これは、公衆衛生法上、また保健衛生法上、これはどうしても自治体として何か手を打ちなさいと、これが一つの法律です。実際今やられている事業に対して、公営住宅に住んでいる方以外に町の人方も利用させていただいている。大変ありがとうございます。

特別措置に関する法律は6条あります。この中に規定されています。とにかくお風呂、銭湯をちゃんと公衆衛生法上、可能な限り応援しなさいと、これは別に公営住宅に住んでいる人だけの話ではありません。一般町民に対する法律です。これは行政。やはりここは順次広報で宣伝しながら、行政として継続していくべきだ、私はそう考えます。公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、第1条から第6条まで、住民の福祉の向上に寄与することを目的とすると、こういう法律です。やはりこれに準じた行政をしていただければ、その効果、これは町民みんな拍手をするでしょう。1人世帯がどんどん増えていくって

いるのです、由仁町も。別に公営住宅内だけではないのです。そこをよろしく考えていただきたい。

それでは、次の質問に入っていきます。

(何事か言う声あり)

○1番（浮田孝雄君） 要らないよ。さっき答弁した。

最後の質問です。南空知定住自立圏の共生ビジョンについて。3月4日、令和7年度第1回定例会において、中心市、岩見沢市との締結案が議決されました。締結すべきと。この共生ビジョンを踏まえて、この自立圏における当町の立ち位置、これをどのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の南空知定住自立圏の共生ビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の内容で共生ビジョンを踏まえてとありました、共生ビジョンは、定住自立圏形成協定に基づき、中長期的な観点で南空知圏域が目指す将来像とその実現のために必要な取組などをまとめた実行計画でありますので、定例会第1日目に議決いただきました定住自立圏の形成に関する協定の目的や基本方針でも触れておりますが、岩見沢市と当町は相互に役割を分担し、連携を図る対等な立ち位置であり、上下関係や従属的な関係はありません。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 昨年の5月、岩見沢市が中心市の議決を岩見沢市議会でいたしました。それで、昨年、北空知の定住自立圏、深川市、中心市、それと中空知定住自立圏、砂川市と滝川市です。これは2つの中心市です。個々にお伺いして、いろいろ中身を聞いてきました。中空知に関しては、もう第3期目です。10年過ぎました。深川市も5年過ぎて、もう2期目になります。これは、当然内容を聞くのに理解できるなと思いまして、行ってきました。結果そこで話しされる内容というのは、大変困惑しております。この自立圏に関して。総務省からの通達で、やることはやったと。問題は何をしたらいいのだと。これは、先ほど言ったように財政力指数も絡んできます。一番困っているのは、物事を決める決定機関がない。これを言っていました。当然共生ビジョンですから、加盟団体、全自治体が一緒になってやる仕事ではありません。結果中心市に対して要望したときに、パンク状態になると、各市町村から中心市に対して共生を持ちかけられたときに。そうお話ししていました。この共生ビジョン、どこの市町村も中身を見るとほとんど変わりません。分厚いものです。これをどうやってそしゃくしながら由仁町のまちづくりに対応していくのか、取り入れていくのか。

中空知にしてみれば、一番困っている問題は病院問題がありました。これは、砂川市と

滝川市のそれぞれの病院、これを残すとそれぞれの市が言っていました。将来的に、北空知は一応深川市を中心にしましようと。それでは、中空知は人口約10万です。どちらかの市に一本化しまようと。南空知圏に関しては、岩見沢市がやると。この病院の引っ張り合いについて大変苦慮しておりました。これは今回当然南空知にも絡んでくる話で、岩見沢市立病院の財政内容が大変悪い。今回の予算書を見ると、4億から5億の繰出金を市立病院に対してしなければならないと、こういう状況です。南空知圏のそれぞれの小さい町村が岩見沢市に医療の関係で協力を求めようとしても、果たして岩見沢市として対応できるのか、できないのか。これは、医師のスタッフにもあります。当然400以上の病床を抱えていますから、恐らく医師は2替わりぐらいの数を抱えているはずです。だけれども、各市町村から医療に関してビジョンをお願いしますよと、それに対して決定するのに一々専門部会の会議を開いたり、それぞれの市長会を開いたり、また首長会議を開いたり、大変使いづらい内容になっていました。

それで、昨年の9月に一部お伺いしましたけれども、今回私はこの締結に関して反対しました。その理由は、今言ったような内容です。やはりここは我々もきっちりと、町民の側ですので、行政のほうに尋ねることは尋ねると、こういうことです。調べることは調べると。立ち位置、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、これは5年スパンで町長はお考えですか、どうなのでしょう。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 1回目の答弁で立ち位置は対等だというふうにお答えをさせていただきました。ただいまご質問ではどういうスパンでとご質問でしたが、どういうスパンとは、私は理解しかねるのであります。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 以上で質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日3月12日から3月17日までを休会とし、3月18日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（後藤篤人君） 皆さんに連絡いたします。

3月18日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

◎延会 午前11時55分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 後藤篤人

8番議員 早坂寿博

1番議員 浮田孝雄